

大切な住まいを守るために耐震化をご検討ください。

木造住宅耐震改修促進事業のご案内

福井市では、木造住宅の耐震化の促進を図るため、耐震性がないと診断された木造住宅の耐震改修等工事に要する費用の一部を補助します。

申込みの要件

- 【住宅】
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工して建てられた一戸建て木造住宅
 - ・ 一般診断法による耐震診断で、上部構造評点^{*1}が1.0未満または伝統診断法による耐震診断で、評価指標が^{*1}30を超える建物
 - ・ 部分改修の場合、居間や居室で1階にあること

【資格】 下記の①、②いずれも該当される方^{*2}

- ① 一戸建ての木造住宅を個人所有し、自ら居住する方
- ② 市税を完納されている方

^{*1} 建物の耐震性能を評価する計算値。 ^{*2} 申し込みは、1所有者につき1回限りです。



補助金額

耐震改修等工事に要する費用の100%で、下記の内容に応じて上限額までを補助します。

【全体改修】	【部分改修】	【耐震シェルター】
150万円	37.5万円	37.5万円

※ 補助対象となる耐震改修工事に要する費用には、設計や工事監理に要する費用は含まれません。

提出書類(申請時)

- ・ 交付申請書(様式第1-1号)
 - ・ 申請書の添付書類
1. 耐震補強計画書(様式1-2号)及び図面等一式(耐震診断報告書、補強計画書、見積書など)
 2. 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類(固定資産評価証明書(家屋)^注、登記事項証明書など)
 3. 住宅の所有者の前年度の納税証明書^注
 4. 同意書(様式第1-3号)、委任状
 5. 耐震シェルターの性能が確認できる書類

※ 様式は、建築指導課のホームページからダウンロードできます。
“注”の書類は、市役所内で取得(有料)できます。

対象となる工事等

- ・ 全体改修の場合は、上部構造評点1.0未満または評価指標30を超えるものを1.0以上または1.0以上と同等の耐震性能にする工事(評点を上げるのが困難な場合は、0.7以上)
- ・ 部分改修の場合は、住宅全体の上部構造評点が改修前を上回り、改修後の部分診断評点が1.5以上となる工事
- ・ 耐震シェルターの場合は、公的機関等の認定・試験等により性能が認められたものなど

※ 一定基準以上の耐震改修を行うことで、耐震改修促進税制として、所得税控除(税務署)や固定資産税減額措置(資産税課)などの税制優遇措置を受けられる場合があります。

申請の方法、補助制度の内容等について、詳しくはお問い合わせください。

福井市役所 本館5階 建築指導課 (申請・問合せ窓口)

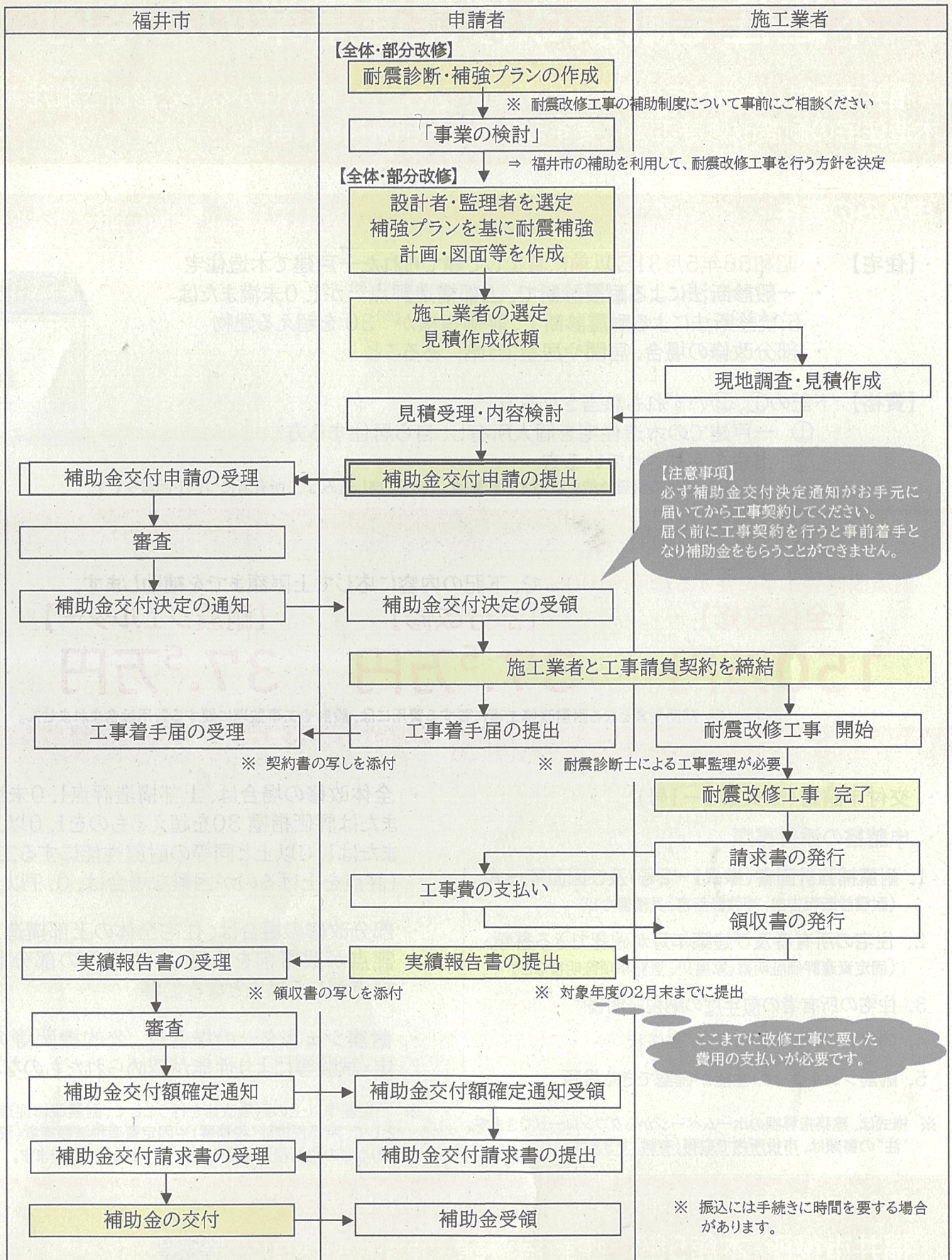
TEL 0776-20-5574

HP



【裏面あり】

補助申請手続きの流れ



施工業者による補助金の代理受領を行う場合は、手続きの流れが変わります。詳しくはお問い合わせください。